

福岡県公報

平成20年8月4日
第2856号

目次

告示(第1287号 - 第1292号)

農業振興地域の区域の変更	(農山漁村振興課)	1
都市計画の変更	(都市計画課)	3
都市計画の変更	(都市計画課)	3
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	3
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	3
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	4
公 告			
一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	4

告 示

福岡県告示第1287号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第7条第1項の規定に基づき、農業振興地域の指定(昭和47年10月福岡県告示第1098号)により指定した宗像農業振興地域の区域を次のように変更するので、同条第2項において準用する同法第6条第5項の規定により公告する。

なお、その関係図面は、福岡県農林水産部農山漁村振興課及び福岡県福岡農林事務所農政課に備え置いて縦覧に供する。

平成20年8月4日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 農業振興地域名
宗像地域

2 変更後の農業振興地域の範囲

次の図面の斜線部分に該当する土地の区域

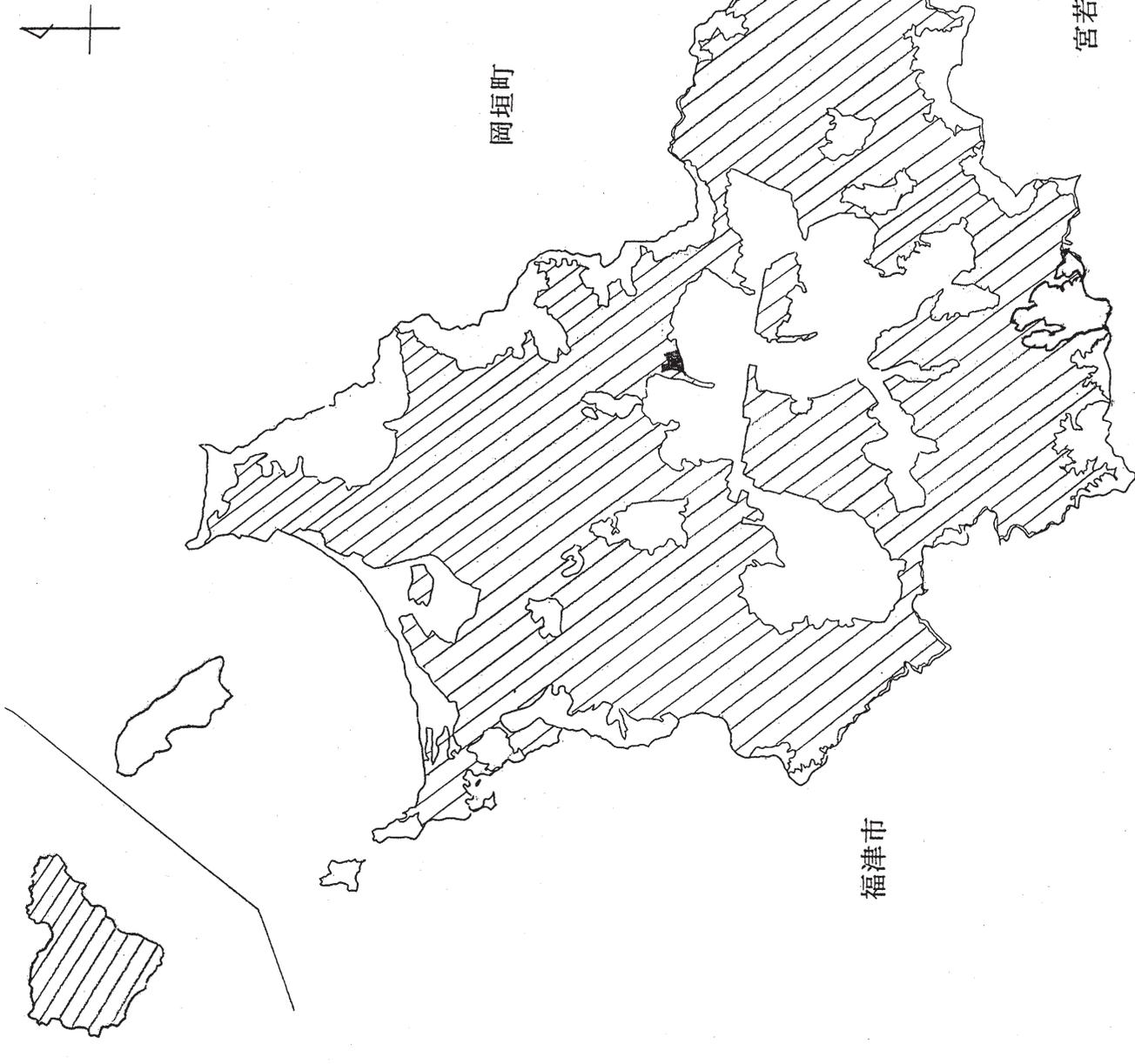
宗像農業振興地域の区域を表示した図面

(宗像市)

凡	行政区域	○
例	農業振興地域の区域	▨
	今回除外する区域	●

沖之島

大島



福岡県告示第1288号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成20年8月4日

福岡県知事 麻生 渡

宗像都市計画区域区分を変更

福岡県告示第1289号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成20年8月4日

福岡県知事 麻生 渡

宗像都市計画道路を変更（宗像都市計画道路3・4・10号土穴須恵線及び3・3・3号東郷駅裏王丸線）

福岡県告示第1290号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年8月4日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成20年7月8日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称
特定非営利活動法人志賀島歴史研究会

(2) 代表者の氏名
折居 正勝

(3) 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市東区大字志賀島695番地2

(4) 定款に記載された目的
この法人は、郷土志賀島の歴史を広く一般市民と共に学ぶため、郷土に関する歴史講座等の開催及び志賀島の歴史的環境の保存整備に関する提言等の事業を行う事により、古代から海外交流の拠点として特にアジア諸国に門戸を開いてきた郷土志賀島の歴史を、新しい視点から発掘し、もって地域の活性化と『まちおこし』に資すると共に、郷土に対する深い愛情と誇りを持った国際感覚のある人の育成に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1291号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年8月4日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成20年7月11日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人夢ニティー・ハート
 - (2) 代表者の氏名
服部 美幸
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡県京都郡苅田町京町2丁目22番地11

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害をもつ人々やその家族・その他の手助けを必要とする人々に対して、地域住民との交流促進や福祉に関する事業を行い、広く社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1292号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年8月4日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年7月16日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人 臨床応用科学

(2) 代表者の氏名

朔 啓二郎

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市城南区七隈七丁目45番1号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民及び医療関係者にとって必要で安心できる医学と医療のあり方の研究、啓発、教育及び指導を行い、もって地域医療の増進及び医学・薬学の振興に寄与することを目的とする。

公 告

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年8月4日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

手錠 230個

(2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

契約締結日から平成20年9月24日までの間

(4) 納入場所

福岡県警察本部総務部装備課が指定する場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告示第711号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成20年8月21日現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
12	06	雑類（その他）	AA、A、B

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品又は類似する物品について、相当期間の生産又は販売実績を有すること。

(4) 納入する物品の検査を行う設備を日本国内に有しており、契約担当者の求めにより、当県職員の立会いの下に検査に応じられること。

(5) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。

- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者
- (7) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
〒812 - 8576 福岡市博多区東公園 7 番 7 号
電話番号 092 - 641 - 4141 内線2237
- 5 契約条項を示す場所
4の部局とする。
- 6 入札説明書の交付
- (1) 期間等
平成20年8月4日（月）から平成20年8月21日（木）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで
- (2) 場所
4の部局とする。
- 7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 8 入札書の提出場所及び受領期限
- (1) 提出場所
4の部局とする。
- (2) 受領期限
平成20年8月21日（木）午後6時00分
- (3) 提出方法
直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。
- 9 開札の場所及び日時

- (1) 場所
4の部局が指定する場所
- (2) 日時
平成20年8月22日（金）午後1時15分
- 10 落札者がいない場合の措置
開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。
- 11 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
見積単価に調達物品の発注数を乗じた金額の合計の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積単価に発注数を乗じた金額の合計の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合
- (2) 契約保証金
契約単価に調達物品の発注数を乗じた金額の合計の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約単価に発注数を乗じた金額の合計の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合
- 12 入札の無効

